

犯罪被害者等支援カードの印刷（政策目的随意契約）の発注見通しに
関する事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、次のとおり随意
契約を行うので、埼玉県財務規則（昭和39年3月31日規則第18号）第102条
の3第1項の規定に基づき公表します。

令和7年4月23日

埼玉県知事 大野 元裕

1 契約の目的

犯罪被害者等支援カードの調達

2 契約の履行方法、期限及び場所

(1) 履行方法

仕様書に基づくカードを、指定する期日に指定する場所に納品する

(2) 履行期限

令和7年6月27日（金曜日）

(3) 納入場所

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課ラムザ分室（埼玉県さいたま市南
区）

3 契約を締結する時期

令和7年5月9日（金曜日）

4 参加資格

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17
年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に
規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事
業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又
は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若
しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号
に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項
の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）であること。